研修テキスト
在留資格申請実務
マニュアル

・再入国許可申請

・資格外活動許可申請

・在留資格取得許可申請

・就労資格証明書交付申請

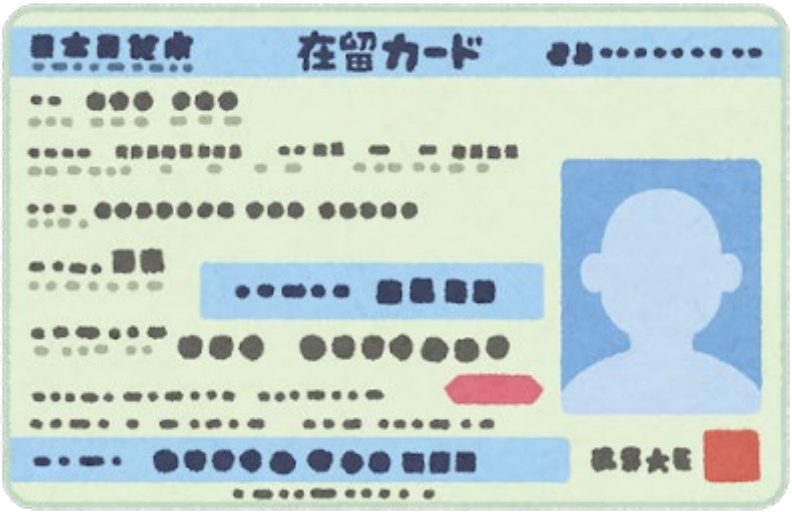

神奈川県行政書士会

目　次

ページ

第１章　再入国許可申請

第１節　手続き　1

①　手続き名　1

②　手続概要　2

③　手続根拠　2

④　手続対象者　3

⑤　申請期間　3

⑥　申請者　3

⑦　手数料　4

⑧　申請先　4

⑨　受付時間　4

⑩　標準処理期間　4

⑪　処分時　4

第２節　オンライン申請　4

①　オンライン申請　4

第３節　必要書類等　5

①　申請書・必要書類等　5

②　Point!　5

第２章　資格外活動許可

第１節　手続き　7

① 手続名　7

② 手続概要 7

③ 手続根拠 8

④ 手続対象者 8

⑤ 申請期間 8

⑥ 申請者（申請書を提出する者） 9

⑦ 手数料 9

⑧ 申請先 9

⑨ 受付時間 9

⑩ 標準処理期間 9

⑪ 処分時 9

第 2 節　オンライン申請 10

① オンライン申請 10

第 3 節　必要書類等 10

① 申請書・必要書類（包括許可） 10

② 申請書・必要書類（個別許可） 10

③ Point! 13

第 3 章　在留資格取得許可申請

第 1 節　手続き 15

① 手続名 15

② 手続概要 15

③ 手続根拠 15

④ 手続対象者 15

⑤ 申請期間 16

⑥ 申請者（申請書を提出する者） 16

⑦ 手数料 16

⑧ 申請先 16

⑨ 受付時間 17

⑩ 標準処理期間 17

⑪ 処分時 17

第２節　オンライン申請 17

① オンライン申請 17

第３節　必要書類等 17

① 申請書・必要書類等 17

② Point! 18

第４章　就労資格証明書交付申請

第１節　手続き 19

① 手続名 19

② 手続概要 19

③ 手続根拠 19

④ 手続対象者 20

⑤ 申請期間 20

⑥ 申請者（申請書を提出する者） 20

⑦ 手数料 20

⑧ 申請先 20

⑨ 受付期間 20

⑩ 標準処理期間 20

⑪ 処分時 21

第 2 節　オンライン申請 21

① オンライン申請 21

第 3 節　必要書類等 21

① 申請書・必要書類等 21

② Point! 22

第 5 章　申請書

第 1 節　再入国許可申請 23

第 2 節　資格外活動許可申請 24

第 3 節　在留資格取得許可申請（家族滞在） 25

第 4 節　就労資格証明書交付申請 26

第 6 章　報酬統計表 27

（本テキストは、2023.01.01 現在の法令に基づいて作成している。）

第１章　再入国許可申請

第１節　手続き

①　手続名

再入国許可申請

②　手続概要

再入国許可（入管法第 26 条）とは、我が国に在留する外国人が一時的に出国し再び我が国に入国しようとする場合に、入国・上陸手続を簡略化するために出入国在留管理庁長官が出国に先立って与える許可である（「みなし再入国許可とは」も確認すること。）。

我が国に在留する外国人が再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を受けずに出国した場合には、その外国人が有していた在留資格及び在留期間は消滅してしまうので、再び我が国に入国しようとする場合には、その入国に先立って新たに査証を取得した上で、上陸申請を行い上陸審査手続を経て上陸許可を受けることとなる。

これに対し、再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を受けた外国人は、再入国時の上陸申請に当たり、通常必要とされる査証が免除される。

また、上陸後は従前の在留資格及び在留期間が継続しているものとみなされる。

再入国許可には、１回限り有効のものと有効期間内であれば何回も使用できる数次有効のものの２種類があり、その有効期間は、現に有する在留期間の範囲内で、５年間（特別永住者の方は６年間）を最長として決定される。

再入国許可を希望する外国人が、有効な旅券を所持していない場合であって、国籍を有していないため又はその他の事由で旅券を取得することができない場合は、再入国許可書の交付を受けることができる。

※ みなし再入国許可により出国される外国人の方は、再入国許可を取得する必要はない。

みなし再入国許可とは

みなし再入国許可（入管法第 26 条の 2）とは、我が国に在留資格をもって在留する外国人で有効な旅券を所持している方のうち、「３月」以下の在留期間を決定された方及び

「短期滞在」の在留資格をもって在留する方以外の方が、出国の日から１年以内に再入国する場合には、原則として通常の再入国許可の取得を不要とするものである。

また、中長期在留者の方は、有効な旅券のほかに在留カードを所持している必要がある。

みなし再入国許可の有効期間は、出国の日から１年間となるが、在留期限が出国の日から１年を経過する前に到来する場合には、在留期限までとなる。

ただし、次の場合に該当する方については、みなし再入国許可の対象とならないため、通常の再入国許可を取得する必要がある。（出入国管理及び難民認定法施行規則第29条の4）

（１）　在留資格取消手続中の者

（２）　出国確認の留保対象者

（３）　収容令書の発付を受けている者

（４）　難民認定申請中の「特定活動」の在留資格をもって在留する者

（５）　日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあることその他の出入国の公正な管理のため再入国の許可を要すると認めるに足りる相当の理由があるとして法務大臣が認定する者

みなし再入国許可により出国しようとする場合は、有効な旅券（中長期在留者の方は旅券及び在留カード）を所持し、出国時に入国審査官に対して、みなし再入国許可による出国を希望する旨の意図を表明する必要がある。具体的には、再入国出国記録（再入国ＥＤカード）に一時的な出国であり、再入国する予定である旨のチェック欄が設けられているので、同欄にチェックしていただき、入国審査官に提示するとともに、みなし再入国許可による出国を希望する旨を伝えること。

なお、有効な旅券と特別永住者証明書を所持する特別永住者の方についても、みなし再入国許可の対象となる。特別永住者の方のみなし再入国許可の有効期間は、出国の日から２年間である。

③　手続根拠

出入国管理及び難民認定法第２６条

④ 手続対象者

我が国に在留する外国人で在留期間（在留期間の定めのない者にあっては、我が国に在留し得る期間）の満了の日以前に再び入国する意図をもって出国しようとする外国人

⑤ 申請期間

出国する前

⑥ 申請者（申請書を提出する者）

１，　申請人本人

２，　申請人本人の法定代理人

３，　地方出入国在留管理局長から申請取次の承認を受けている次の者で、申請人から依頼を受けたもの

（１）　申請人が経営している機関又は雇用されている機関の職員

（２）　申請人が研修又は教育を受けている機関の職員

（３）　外国人が行う技能、技術又は知識を修得する活動の監理を行う団体の職員

（４）　外国人の円滑な受入れを図ることを目的とする公益法人の職員

（５）　旅行業者

４，　地方出入国在留管理局長に届け出た弁護士又は行政書士で、申請人から依頼を受けたもの

５，　申請人本人が１６歳未満の場合又は疾病（注１）その他の事由により自ら出頭することができない場合（注２）には、その親族又は同居者若しくはこれに準ずる者（注３）で地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの

（注１）「疾病」の場合、疎明資料として診断書等を提出。

（注２）理由書（任意様式）等を提出。

（注３）申請人との関係を証明する資料（住民票等）を提出。

⑦ 手数料

許可されるときは３，０００円（一回限り）、若しくは６，０００円（数次）が必要。（収入印紙で納付）

⑧ 申請先

住居地を管轄する地方出入国在留管理官署

⑨ 受付時間

原則：　平日午前９時から同１２時、午後１時から同４時

⑩ 標準処理期間

当日

⑪ 処分時

上記申請者が受領者となり、収入印紙を貼った手数料納付書を提出し、旅券又は再入国許可書に証印シールを受ける。

第２節　オンライン申請

①オンライン申請

在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請又は在留資格取得許可申請と同時に行う場合に限りオンライン申請可能

第３節　必要書類等

①申請書・必要書類等

１，　再入国許可申請書

２，　在留カード又は特別永住者証明書を提示

３，　旅券を提示

４，　旅券を提示することができないときは、その理由を記載した理由書

※ 再入国許可を希望する方が有効な旅券を所持していない場合であって、国籍を有していないため又はその他の事由で旅券を取得することができない場合は、再入国許可書を交付。

②Point！

① 再入国許可による上陸拒否の特例（入管法第 5 条の 2）を受けるためには、みなし再入国許可では NG である。

② 日本から出国すると在留資格を喪失するのが入管法の立て付けである。再入国許可（みなし再入国許可を含む）は、出国して在留資格を喪失しても出国時に付与されていた在留資格及び在留期間で日本に入国・上陸出来る効果を生むものとなる。

③ 再入国許可の有効期間は現に有する在留期間の範囲内となる。

④ 日本から出国している場合に、再入国許可の有効期間又はみなし再入国許可の有効期間が経過した後は、再入国許可又はみなし再入国許可による入国・上陸はできない。

⑤ 在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請と同時に再入国許可申請を行う場合、再入国許可申請書への記載は、申請時の在留カードの情報を記載する。

⑥ 付与された在留期間が３月以内の方の場合で再入国を希望する場合は、みなし再入国許可は利用できないため、再入国許可をとる必要がある。その場合、再入国許可申請書の住居地欄には現に住んでいる場所を記載する。ホテルの場合は部屋番号まで記載必要となる。

⑦ 再入国許可申請書の １０欄 予定渡航先国名、１１欄 出国予定年月日・港については、あくまで予定である。念のため再入国許可をもらっておきたい方は、適切な記載をすること。

⑧ 手数料は収入印紙を手数料納付書に貼り付けて納める。在留期間更新許可申請等と同時に申請した場合、在留期間更新許可等のためとは別に再入国許可のための手数料納付書を用意する必要がある。

⑨ 再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を受けて出国中に旅券若しくは在留カードを紛失した方又は新旅券の発給に伴い旧旅券を回収された方など、日本への再入国が可能であることを示す資料を所持していない場合、地方出入国在留管理局等で代理人の方等を通じて書面（再入国許可期限証明願）をもって再入国許可期限の証明を受けることができる。
なお、代理人の方等とは、本人と同居する親族又は本人から委任を受けたことを証する書面（委任状）を所持する方をいう。

第２章　資格外活動許可申請

第１節　手続き

①　手続名

資格外活動許可申請

②　手続概要

就労や留学等の在留資格で在留する外国人の方が、許可された在留資格に応じた活動以外に、アルバイトなど、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行おうとする場合に行う申請である。包括許可と個別許可がある。

１，　日本に在留する外国人は、入管法別表第１又は第２に定められた在留資格をもって在留することとされている。入管法別表第１に定められた在留資格は、就労や留学など日本で行う活動に応じて許可されるものであるため、その行うことができる活動は、それぞれの在留資格に応じて定められている。したがって、許可された在留資格に応じた活動以外に、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行おうとする場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受けていなければならない。

（注）　平成２２年７月から、「留学」の在留資格をもって在留する外国人が、在籍する大学又は高等専門学校（第４学年、第５学年及び専攻科に限る。）との契約に基づいて報酬を受けて行う教育又は研究を補助する活動については、資格外活動の許可を受けることを要しないこととなった。

２，　資格外活動の許可は、証印シール（旅券に貼付）又は資格外活動許可書の交付により受けられる。証印シール又は資格外活動許可書には、「新たに許可された活動内容」が記載されるが、

(1)雇用主である企業等の名称、所在地及び業務内容等を個別に指定する場合

(2)原則１週に２８時間以内であること及び活動場所において風俗営業等が営まれていないことを条件として企業等の名称、所在地及び業務内容等を指定しない場合

(3)地方公共団体等において雇用されている「教育」、「技術・人文知識・国際業務」又は「技能（スポーツインストラクターに限る。）」の在留資格をもって在留する外国人が、１週に２８時間以内であること及び地方公共団体等との雇用契約に基づいて、在留資格「教育」、「技術・人文知識・国際業務」又は「技能（スポーツインストラクターに限る。）」に該当する活動を行うことを条件として、勤務先の名称、所在地及び業務内容等を指定しない場合

（(1) の場合を「個別許可」といい、(2)及び(3)の場合を「包括許可」といいます。）がある。

なお、包括許可の場合は、「新たに許可された活動内容」には、以下のとおり記載される。

(2)の場合
「出入国管理及び難民認定法施行規則第１９条第５項第１号に規定する活動」

(3)の場合
「出入国管理及び難民認定法施行規則第１９条第５項第２号に規定する活動」

また、中長期在留者に対して交付される在留カードの裏面には、資格外活動許可を受けている場合に、その許可の要旨が記載される。

３，　２(2)の包括的許可が受けられる場合として、「留学」又は「家族滞在」の在留資格をもって在留する場合のほか、本邦の大学を卒業し、又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して同校を卒業した留学生であって、卒業前から行っている就職活動を継続するための「特定活動」の在留資格をもって在留する者で、同教育機関からの推薦状に資格外活動許可申請に係る記載がある場合等が挙げられる。

４，　「留学」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」の在留資格を決定されて新しく上陸の許可を受けた場合（「３月」の在留期間が決定された場合を除く。）には、上陸の許可に引き続き、資格外活動許可の申請を行い、上陸の許可を受けた出入国港で資格外活動許可を受けることが可能である。（「留学」については２(2)、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」については２(3)に該当する申請に限られる。）

③ 手続根拠

出入国管理及び難民認定法第１９条第２項

④ 手続対象者

現に有している在留資格に属さない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行おうとする外国人

⑤ 申請期間

現に有している在留資格に属さない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行おうとするとき

⑥ 申請者（申請書を提出する者）

１，　申請人本人
２，　申請人本人の法定代理人
３，　地方出入国在留管理局長から申請取次の承認を受けている次の者で、申請人から依頼を受けたもの
（１）　申請人が経営している機関又は雇用されている機関の職員
（２）　申請人が研修又は教育を受けている機関の職員
（３）　外国人が行う技能、技術又は知識を修得する活動の監理を行う団体の職員
（４）　外国人の円滑な受入れを図ることを目的とする公益法人の職員
４，　地方出入国在留管理局長に届け出た弁護士又は行政書士で、申請人から依頼を受けたもの

⑦ 手数料

手数料なし

⑧ 申請先

住居地を管轄する地方出入国在留管理官署

⑨ 受付時間

原則：　平日午前９時から同１２時、午後１時から同４時

⑩ 標準処理期間

２週間～２か月（包括許可の場合当日のことも有り）

⑪ 処分時

入管からの結果通知はがきを受領後、上記申請者が受領者となり入管の窓口へ出向き、資格外活動許可書の交付又は旅券に証印シールを受けます。

第２節　オンライン申請

①オンライン申請

在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請又は在留資格取得許可申請と同時に行う場合に限りオンライン申請可能

第３節　必要書類等

①申請書・必要書類（包括許可　１週について２８時間以内で稼働する場合）

１，　資格外活動許可申請書
２，　在留カードを提示
３，　旅券を提示

②申請書・必要書類（個別許可　包括許可の範囲外の活動に従事する場合）

●「家族滞在」の場合

以下の要件のいずれにも適合すると認められる場合、活動を行う本邦の公私の機関の名称及び業務内容その他必要な事項を定めて個々に許可される。

１，　資格外活動許可の要件（一般原則：「一般原則とは」もご覧ください。）の各要件に適合していること。
２，　当該活動に従事する期間が、決定されている在留資格に係る在留期間の過半を超えないこと。
（注）活動内容、契約内容からみて、在留目的が実質的に変更されていると判断される場合は、在留資格変更許可の手続をとることが必要となる。

【必要書類】

■　資格外活動許可申請書
■　活動内容や活動時間、報酬等について説明する文書（任意様式）

●「留学」の場合

次の１，か２，のいずれかに該当する場合、活動を行う本邦の公私の機関の名称及び業務内容、その他必要な事項を定めて個々に許可さる。

なお、原則として、資格外活動許可の要件の一般原則のいずれにも適合している必要がある。

１，　就職活動の一環として職業体験を目的とするインターンシップに従事する場合

【対象となる方】

（１）在留資格「留学」をもって大学（短期大学を除く。）に在籍し、インターンシップを行う年度末で修業年度を終える方で、かつ、卒業に必要な単位をほぼ修得している方

※　卒業に必要な単位のうち、９割以上の単位を取得した大学４年生が想定される。

（２）在留資格「留学」をもって大学院に在籍し、インターンシップを行う年度末で修業年度を終える方

※　修士２年生又は博士３年生が想定される。

（注）上記に該当しない場合であっても、単位を取得するために必要な実習等、専攻科目と密接な関係がある場合等には、１週について２８時間を超える資格外活動許可を受けることができる

【必要書類】

- 資格外活動許可申請書
- 活動予定機関が作成した資格外活動について証明する文書、または、活動予定機関との契約書（具体的な活動内容、活動期間及び活動時間、活動場所並びに報酬等の待遇が記載されているもの）
- 大学生・大学院生の方は、在学する大学からの在学証明書
- 大学生の方は、卒業に必要な単位数及びその修得状況が確認できる文書（成績証明書等）

２，　次のいずれかに該当する場合

（１）申請に係る活動が語学教師、通訳、家庭教師その他留学生と密接な関係にある職種又は社会通念上学生が通常行っているアルバイトの範囲内にある職種であること。

（２）本邦での起業を目的とした準備活動であること。

【必要書類】

■　申請書
■　活動内容や活動時間、報酬等について説明する文書（任意様式）

●継続就職活動又は内定後就職までの在留を目的とする「特定活動」の在留資格の場合

次の１，か２，のいずれかに該当する場合、活動を行う本邦の公私の機関の名称及び業務内容その他必要な事項を定めて個々に許可される。

なお、資格外活動許可の要件（一般原則）のいずれにも適合している必要がある。

１，　就職活動の一環として職業体験を目的とするインターンシップに従事する場合

【対象となる方】

（１）在留資格「特定活動」をもって在留する就職活動を行っている方（短期大学を卒業した方及び専修学校の専門課程を修了した方を含む。）
（２）在留資格「特定活動」をもって在留する就職内定者の方（短期大学を卒業した方及び専修学校の専門課程を修了した方を含む。）
（注）専修学校の専門課程を修了した方については、専攻した科目との関連性が認められる活動に限る。

【必要書類】

■　申請書
■　活動予定機関が作成した資格外活動として行う活動内容（職場体験を目的とする活動等、抽象的な内容ではなく、雇用契約書等において、行おうとする具体的な活動が記載されたもの）、活動期間及び活動時間、活動場所並びに報酬等の待遇を証する文書
■　専修学校の専門課程を修了した方は、専修学校からの成績証明書

２，　教育機関による推薦状から資格外活動許可が消去されている場合

教育機関による推薦状から資格外活動許可が消去されている場合は、資格外活動の個別許可が必要。

【必要書類】

■　申請書
■　活動内容や活動時間、報酬について説明する文書（任意様式）

●その他の在留資格の場合

活動を行う本邦の公私の機関の名称及び業務内容、その他必要な事項を定めて個々に許可される。

なお、原則として、資格外活動許可の要件の一般原則のいずれにも適合している必要がある。

【必要書類】

- 申請書
- 活動内容や活動時間、報酬について説明する文書（任意様式）

一般原則とは

資格外活動許可の要件（一般原則）

以下の要件のいずれにも適合する場合に資格外活動を行う相当性が認められ、許可される。

1，　申請人が申請に係る活動に従事することにより現に有する在留資格に係る活動の遂行が妨げられるものでないこと。

2，　現に有する在留資格に係る活動を行っていること。

3，　申請に係る活動が法別表第一の一の表又は二の表の在留資格の下欄に掲げる活動（「特定技能」及び「技能実習」を除く。）に該当すること。（注）下記２（１）の包括許可については当該要件は求められません。

4，　申請に係る活動が次のいずれの活動にも当たらないこと。

ア　法令（刑事・民事を問わない）に違反すると認められる活動

イ　風俗営業若しくは店舗型性風俗特殊営業が営まれている営業所において行う活動又は無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは無店舗型電話異性紹介事業に従事して行う活動

5，　収容令書の発付又は意見聴取通知書の送達若しくは通知を受けていないこと。

6，　素行が不良ではないこと。

7，　本邦の公私の機関との契約に基づく在留資格に該当する活動を行っている者については、当該機関が資格外活動を行うことについて同意していること。

③Point！

① 資格外活動許可の要件（一般原則）の２，「現に有する在留資格に係る活動を行っていること。」という要件があることから、「留学」の在留資格を付与されている者が卒業した場合、たとえ在留期間が残っていたとしても、資格外活動は行えないこととなる。

② 包括許可（１週につき２８時間以内、企業・業務を指定しない。風俗営業は不可）は、次の外国人に許可される。

・「留学」の在留資格である者

・「家族滞在」の在留資格である者

・継続就職活動若しくは内定後就職までの在留を目的とする「特定活動」の在留資格である者

・「家族滞在」以外の在留資格を持って在留する外国人の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的は活動を行う者

③ 「１週について２８時間以内」とは、どの曜日から１週間を起算した場合でも常に１週について２８時間以内であることをいう。

④ 個人事業主等として活動する場合等、客観的に稼働時間を確認することが困難である活動に従事する場合は資格外活動の個別許可が必要となる。

（注）雇用契約書等により従事しようとする時間が明確である管理者等としての活動のほか、個人事業主として配達等の依頼を受注し、成果に応じた報酬を得る活動を行う場合についても、稼働時間を客観的に確認することができるものについては、上記１の包括許可のみで就労可能。

（注）資格外活動として事業を運営する活動に従事する場合は、単独で比較的小規模な事業の運営を行う場合等を想定しているものであり、新たに法人を設立する場合や従業員を雇用する場合、事業所を設けて活動する場合等は、その形態から「経営・管理」の在留資格への変更が必要となる。

【必要書類】

■ 申請書
■ 当該事業の運営に係る計画について説明する文書（任意様式）

⑤ 業務委託契約や請負契約等を結んで稼働する場合

業務委託契約や請負契約等により、標準的に従事することとなる労働時間が明確でない場合、資格外活動の個別許可が必要となる。

（注）当該契約について標準的に従事することとなる労働時間が明確である場合は、上記１の資格外活動の包括許可のみで就労可能。

【必要書類】

■ 申請書
■ 当該契約内容について説明する文書（任意様式）

⑥ 在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請と同時に資格外活動許可申請を行う場合、資格外活動許可申請書への記載は、申請時の在留カードの情報を記載する。

第3章　在留資格取得許可申請

第1節　手続き

①　手続名

在留資格取得許可申請

②　手続概要

在留資格の取得とは、日本国籍の離脱や出生その他の事由により入管法に定める上陸の手続を経ることなく我が国に在留することとなる外国人が、その事由が生じた日から引き続き６０日を超えて我が国に在留しようとする場合に必要とされる在留の許可である。

我が国の在留資格制度は、すべての外国人の入国と在留の公正な管理を行うために設けられたもので、日本国籍を離脱した者又は出生その他の事由により上陸許可の手続を受けることなく我が国に在留することとなる外国人も、在留資格を持って我が国に在留する必要がある。

しかしながら、これらの事由により我が国に在留することになる外国人に対し、その事由の生じた日から直ちに出入国管理上の義務を課すことは無理があり、また、これらの事由により我が国に在留することとなる外国人が長期にわたり在留する意思のない場合もある。そこで、これらの事由の生じた日から６０日までは引き続き在留資格を有することなく我が国に在留することを認めるとともに、６０日を超えて在留しようとする場合には、当該事由の生じた日から３０日以内に在留資格の取得を申請しなければならない。

在留資格の取得を行おうとする外国人は、法務省令で定める手続にしたがって法務大臣に対し在留資格の取得許可申請をしなければならない。

③　手続根拠

出入国管理及び難民認定法第２２条の２及び第２２条の３

④　手続対象者

日本の国籍を離脱した者又は出生その他の事由により上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなる外国人で、当該事由が発生した日から６０日間を超えて本邦に滞在しようとする方

⑤ 申請期間

資格の取得の事由が生じた日から３０日以内

⑥ 申請者（申請書を提出する者）

１，　申請人本人

２，　申請人本人の法定代理人

３，　地方出入国在留管理局長から申請取次の承認を受けている次の者で、申請人から依頼を受けたもの

（１）　申請人が経営している機関又は雇用されている機関の職員

（２）　申請人が研修又は教育を受けている機関の職員

（３）　外国人が行う技能、技術又は知識を修得する活動の監理を行う団体の職員

（４）　外国人の円滑な受入れを図ることを目的とする公益法人の職員

４，　地方出入国在留管理局長に届け出た弁護士又は行政書士で、申請人から依頼を受けたもの

５，　申請人本人が１６歳未満の場合又は疾病（注１）その他の事由により自ら出頭することができない場合（注２）には、その親族又は同居者若しくはこれに準ずる者（注３）（注４）で地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの

（注１）「疾病」の場合、疎明資料として診断書等を提出。

（注２）理由書（任意様式）等を提出。

（注３）申請人との関係を証明する資料（住民票等）を提出。

⑦ 手数料

手数料なし

⑧ 申請先

住居地を管轄する地方出入国在留管理官署

⑨ 受付時間

原則：　平日午前９時から同１２時、午後１時から同４時

⑩ 標準処理期間

在留資格の取得の事由が生じた日から６０日以内
※ 即日処理となることもある。

⑪ 処分時

入管からの結果通知はがきを受領後、上記申請者が受領者となり入管の窓口へ出向き、在留カードを受ける。

第２節　オンライン申請

①オンライン申請

オンライン申請可能

第３節　必要書類等

①申請書・必要書類等

１．在留資格取得許可申請書
２．顔写真　３ｃｍ×４ｃｍ（１６歳未満の方は、写真の提出は不要となる。また、中長期在留者とならない在留資格の取得を希望される場合も写真の提出は必要ない。）
３．その他、日本での活動内容（取得を希望する在留資格）に応じた申請書・資料を提出する。詳細は出入国在留管理局のホームページで確認する。在留資格変更許可申請に準じた書類が必要となる。
（結果通知用のはがきが必要となるが、通常は申請窓口で用意されている。）

（例－１）「技術・人文知識・国際業務」の子として出生した場合（「家族滞在」を取得）

①　在留資格取得許可申請書

② 出生届受理証明書
③ 住民票写し
④ 旅券 または 旅券未取得理由書
⑤ 質問書（入管様式）
⑥ 扶養者（父又は母）の在留カードの写し
⑦ 扶養者（父又は母）の旅券の写し
⑧ 扶養者（父又は母）の在職証明書
⑨ 扶養者（父又は母）の住民税課税証明書及び住民税納税証明書

（例－２）以前日本国籍であったが、米国に帰化したことにより、日本国籍を喪失した日米地位協定対象者の方が日米地位協定対象者で無くなった場合。在留する申請人の娘（米国籍）の夫（日本国籍）が扶養者（身元保証人）。（「日本人の配偶者等」を取得）

① 在留資格取得許可申請書
② 説明書
③ 旅券 写し
④ 日米地位協定離脱の証明書
⑤ （日本）国籍喪失届受理証明書
⑥ 戸籍事項全部証明書
⑦ 帰化許可証明書（米国） 写し
⑧ 申請人の娘の出生証明書 写し
⑨ 身元保証書（娘の夫）
⑩ 身元保証人の住民票写し
⑪ 身元保証人の戸籍事項全部証明書
⑫ 身元保証人の直近の住民税納税証明書・住民税課税証明書
⑬ 身元保証人の在職証明書

② Point！

① 日本で出生した場合、親の在留資格によって取得できる在留資格が決まる。
② 「永住者」の子として出生したときは、在留資格取得許可申請により「永住者」の在留資格を取得できる場合がある。「永住者」の子として出生した場合でも、出生から３０日を過ぎて在留資格取得許可申請をした場合や親等の在留状況が悪いときには、「永住者の配偶者等」の在留資格が付与される場合がある。
③ 日米地位協定対象者で滞在していた方が、日米地位協定対象者では無くなった後も日本での滞在を継続する場合は、日米地位協定対象者で無くなってから３０日以内に在留資格取得許可申請をする必要がある。ただし、この場合、活動内容に資格該当性があること、活動内容によっては基準省令に適合していることが求められる。

第４章　就労資格証明書交付申請

第１節　手続き

①　手続名

就労資格証明書交付申請

②　手続概要

就労資格証明書（入管法第 19 条の２）とは、我が国に在留する外国人からの申請に基づき、その者が行うことができる収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（以下「就労活動」といいます。）を法務大臣が証明する文書である。

外国人を雇用等しようとする者は、その外国人が我が国で就労する資格があるか否かについてあらかじめ確認したいと思うし、他方、外国人本人も就職等の手続きをスムーズに行うためには、自分が就労できる在留資格を有していることを雇用主等に明らかにする手段があれば便利となる。外国人が我が国で合法的に就労できるか否かは、旅券に貼付（又は押印された）上陸許可証印、中長期在留者については在留カード、特別永住者については特別永住者証明書を確認するほか、資格外活動の許可を受けていることを確認することによっても判断することができる。

しかし、具体的にどのような活動が認められているかについては、入管法の別表に記載されている各種の在留資格に対応する活動を参照しないと判然としない場合もある。そこで、入管法は、雇用主等と外国人の双方の利便を図るため、外国人が希望する場合には、その者が行うことができる就労活動を具体的に示した就労資格証明書を交付することができることとし、雇用しようとする外国人がどのような就労活動を行うことができるのか容易に確認できることとなっている。

ただし、外国人が我が国で就労活動を行うことができるか否かは、在留資格の種類又は資格外活動許可の有無によって決定されるものであるため、就労資格証明書自体は外国人が就労活動を行うための許可書ではないし、これがなければ外国人が就労活動を行うことができないというものでもない。

なお、この就労資格証明書を提示しないことにより、雇用の差別等の不利益な扱いをしてはならない旨が入管法第１９条の２第２項に規定されている。

③　手続根拠

出入国管理及び難民認定法第１９条の２

④ 手続対象者

就労することが認められている外国人

⑤ 申請期間

就労資格証明書の交付を受けようとするとき

⑥ 申請者（申請書を提出する者）

１，　申請人本人

２，　申請人本人の法定代理人

３，　地方出入国在留管理局長から申請取次の承認を受けている次の者で、申請人から依頼を受けたもの

（１）　申請人が経営している機関又は雇用されている機関の職員

（２）　申請人が研修又は教育を受けている機関の職員

（３）　外国人が行う技能、技術又は知識を修得する活動の監理を行う団体の職員

（４）　外国人の円滑な受入れを図ることを目的とする公益法人の職員

４，　地方出入国在留管理局長に届け出た弁護士又は行政書士で、申請人から依頼を受けたもの

⑦ 手数料

交付を受けるときは１、２００円が必要。（収入印紙で納付）

⑧ 申請先

住居地を管轄する地方出入国在留管理官署

⑨ 受付時間

原則：　平日午前９時から同１２時、午後１時から同４時

⑩ 標準処理期間

当日（勤務先を変えた場合などは１か月～３か月）

⑪ 処分時

入管からの結果通知はがきを受領後、上記申請者が受領者となり入管の窓口へ出向き、収入印紙を貼った手数料納付書を提出し、就労資格証明書の交付を受ける。

第 2 節 オンライン申請

①オンライン申請

オンライン申請可能

第 3 節　必要書類等

①申請書・必要書類等

１，　就労資格証明書交付申請書
２，　資格外活動許可証を提示（同許可証の交付を受けている者に限る）
３，　在留カード又は特別永住者証明書を提示
４，　旅券を提示
５，　旅券を提示することができないときは、その理由を記載した理由書
６，　その他必要書類（入管法別表第１の在留資格に該当する方は在留資格変更許可申請に準じた書類が必要となります。入管法別表第２の在留資格に該当する方は必要ありません。）
（結果通知用のはがきが必要となりますが、通常は申請窓口で用意されています）

（例）　基準適合性に専門士の要件を選択した「技術・人文知識・国際業務」の方が転職する場合

① 就労資格証明書交付申請書
② 旅券　写し
③ 在留カード　写し
④ 住民票写し
⑤ 転職先所属機関登記事項証明書
⑥ 転職先所属機関ホームページ　写し
⑦ 各種営業許可証　写し
⑧ 業務内容説明書
⑨ 組織図

⑩　従業員リスト
⑪　決算書
⑫　事務所平面図（申請人のデスク記載）
⑬　事務所写真（申請人のデスク含む）
⑭　労働条件通知書
⑮　卒業証明書
⑯　成績証明書
⑰　前職退職証明書

②Point！

①　転職の案件で、地方出入国在留管理官署により、前職退職前には申請できない場合（希望する交付を得られない場合）がある。東京出入国在留管理局では前職退職前に申請が可能。
②　資格該当性の審査と、基準適合性を要する活動の場合には基準省令適合性を審査される。
③　就労資格証明書の交付を受けることで、会社側と外国人労働者側双方が、不法就労に該当しないことを確認できる。
④　次回の在留期間更新許可申請に就労資格証明書を提示することで迅速な審査が期待できる。
⑤　建設現場内で稼働する「技術・人文知識・国際業務」の在留資格である外国人につき、元請けから就労資格証明書の提示を求められることが、近年増えてきている。
⑥　業務内容説明書や理由書等で申請人の活動に資格該当性があることを明確に説明する必要がある。
⑦　就労資格証明書の交付を受けて転職した場合でも、所属機関等の届出が必要となる。

第５章　申請書

第１節　再入国許可申請

別記第四十号様式（第二十九条関係）

日本国政府法務省
Ministry of Justice,Govemment of Japan

再　入　国　許　可　申　請　書
APPLICATION FOR RE-ENTRY PERMIT

出入国在留管理局長　殿
To the Director General of the Regional Immigration Services Bureau

出入国管理及び難民認定法第26条第1項の規定に基づき，次のとおり再入国の許可を申請します。
Pursuant to the provisions of Article 26, Paragraph 1 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act, I hereby apply for re-entry permit.

1 国　籍・地　域 Nationality/Region ＿＿＿＿　2 生年月日 Date of birth ＿＿年 Year ＿＿月 Month ＿＿日 Day

3 氏　名 Name ＿＿＿＿　4 性　別 Sex　男・女 Male/Female

5 日本における住居地 Address in Japan ＿＿＿＿

電話番号 Telephone No. ＿＿＿＿　携帯電話番号 Cellular phone No. ＿＿＿＿

6 旅券　(1)番　号 Passport Number ＿＿＿＿　(2)有効期限 Date of expiration ＿＿年 Year ＿＿月 Month ＿＿日 Day

7 現に有する在留資格 Status of residence ＿＿＿＿　在留期間 Period of stay ＿＿＿＿

在留期間の満了日 Date of expiration ＿＿年 Year ＿＿月 Month ＿＿日 Day

8 在留カード番号／特別永住者証明書番号 Residence card number / Special Permanent Resident Certificate number ＿＿＿＿

9 渡航目的 Purpose of visit　☐ 観　光 Tourism　☐ 商　用 Business　☐ 親族訪問 Visit relatives　☐ 留　学 Study　☐ その他（　　）Others

10 予定渡航先国名 Expected destinations ＿＿＿＿

11 出国予定年月日・港 Expected date and port of departure ＿＿年 Year ＿＿月 Month ＿＿日 Day ＿＿＿＿ 日本の（空）港 (Air) Port in Japan

12 再入国予定年月日・港 Expected date and port of re-entry ＿＿年 Year ＿＿月 Month ＿＿日 Day ＿＿＿＿ 日本の（空）港 (Air) Port in Japan

13 希望する再入国許可 Which type of re-entry permit do you apply?　☐ 1回限りの再入国許可 Single　☐ 数次の再入国許可 Multiple

14 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無（日本国外におけるものを含む。）Criminal record (in Japan / overseas)
有（具体的内容 Yes (Detail: ＿＿＿＿ ）・無 / No

15 確定前の刑事裁判の有無（日本国外におけるものを含む。）Criminal action before confirming (in Japan / overseas)
有（具体的内容 Yes (Detail: ＿＿＿＿ ）・無 / No

16 旅券を取得することができない場合は，その理由 In case that you cannot obtain a passport, fill in the reason.
＿＿＿＿

17 法定代理人（法定代理人による申請の場合に記入）Legal representative (in case of legal representative)
(1)氏　名 Name ＿＿＿＿　(2)本人との関係 Relationship with the applicant ＿＿＿＿
(3)住　所 Address ＿＿＿＿
電話番号 Telephone No. ＿＿＿＿　携帯電話番号 Cellular Phone No. ＿＿＿＿

以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and correct.
申請人（法定代理人）の署名／申請書作成年月日 Signature of the applicant (legal representative) / Date of filling in this form

＿＿年 Year ＿＿月 Month ＿＿日 Day

注　意　申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，申請人（法定代理人）が変更箇所を訂正し，署名すること。
申請書作成年月日は申請人（法定代理人）が自署すること。

Attention In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.
The date of preparation of the application form must be written by the applicant (legal representative).

※ 取次者 Agent or other authorized person
(1)氏　名 Name ＿＿＿＿　(2)住所 Address ＿＿＿＿
(3)所属機関等（親族等については，本人との関係）Organization to which the agent belongs (in case of a relative, relationship with the applicant)　電話番号 Telephone No.
＿＿＿＿　＿＿＿＿

第２節　資格外活動許可申請書

別記第二十八号様式（第十九条関係）

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

資　格　外　活　動　許　可　申　請　書
APPLICATION FOR PERMISSION TO ENGAGE IN ACTIVITY OTHER THAN THAT PERMITTED UNDER THE STATUS OF RESIDENCE PREVIOUSLY GRANTED

出入国在留管理局長　殿
To the Director General of the Regional Immigration Services Bureau

出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき，次のとおり資格外活動の許可を申請します。
Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 19-2 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for permission to engage in activities other than those permitted under the status of residence previously granted.

1 国 籍・地 域 Nationality / Region ＿＿＿＿＿＿　2 生年月日 Date of birth ＿＿＿年 Year ＿＿月 Month ＿＿日 Day

3 氏 名 Name ＿＿＿＿＿＿

4 性 別 Sex　男・女 Male/Female　5 配偶者の有無 Marital status　有・無 Married / Single　6 職 業 Occupation ＿＿＿＿＿＿

7 住居地 Address in Japan ＿＿＿＿＿＿

電話番号 Telephone No. ＿＿＿＿＿＿　携帯電話番号 Cellular Phone No. ＿＿＿＿＿＿

8 旅券 Passport　(1)番 号 Number ＿＿＿＿＿＿　(2)有効期限 Date of expiration ＿＿＿年 Year ＿＿月 Month ＿＿日 Day

9 現に有する在留資格 Status of residence ＿＿＿＿＿＿　在留期間 Period of stay ＿＿＿＿＿＿

在留期間の満了日 Date of expiration ＿＿年 Year ＿＿月 Month ＿＿日 Day　10 在留カード番号 Residence card No. ＿＿＿＿＿＿

11 現在の在留活動の内容（学生にあっては学校名及び週間授業時間）
Present activity (for student: name of school, lesson hours per week)

＿＿＿＿＿＿

12 他に従事しようとする活動の内容 Other activity to engage in

(1)職務の内容 Type of activity　☐ 翻訳・通訳 Translation / Interpretation　☐ 語学教師 Language teaching　☐ その他（　　）Others

(2)雇用契約期間 Term of employment contract ＿＿＿＿＿＿　(3)週間稼働時間 Working hours per week ＿＿＿＿＿＿

(4)報酬 Salary ＿＿＿＿＿＿ 円（Yen　☐ 月額 Monthly　☐ 週額 Weekly　☐ 日額 Daily）

13 勤務先 Place of employment

(1)名称 Name ＿＿＿＿＿＿

(2)所在地 Address ＿＿＿＿＿＿　電話番号 Telephone. No. ＿＿＿＿＿＿

(3)業種 Type of business　☐ 製造 Manufacturing　☐ 商業 Commerce　☐ 教育 Education　☐ その他 Others

14 法定代理人（法定代理人による申請の場合に記入） Legal representative (in case of legal representative)

(1)氏 名 Name ＿＿＿＿＿＿　(2)本人との関係 Relationship with the applicant ＿＿＿＿＿＿

(3)住 所 Address ＿＿＿＿＿＿

電話番号 Telephone No. ＿＿＿＿＿＿　携帯電話番号 Cellular Phone No. ＿＿＿＿＿＿

以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and correct.
申請人（法定代理人）の署名／申請書作成年月日 Signature of the applicant (legal representative) / Date of filling in this form

＿＿＿年 Year ＿＿月 Month ＿＿日 Day

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，申請人（法定代理人）が変更箇所を訂正し，署名すること。
申請書作成年月日は申請人（法定代理人）が自署すること。
Attention In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.
The date of preparation of the application form must be written by the applicant (legal representative).

※ 取次者 Agent or other authorized person

(1)氏 名 Name ＿＿＿＿＿＿　(2)住 所 Address ＿＿＿＿＿＿

(3)所属機関等 Organization to which the agent belongs ＿＿＿＿＿＿　電話番号 Telephone No. ＿＿＿＿＿＿

第３節　在留資格取得許可申請（家族滞在）

別記第三十六号様式（第二十四条関係）

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

在留資格取得許可申請書
APPLICATION FOR PERMISSION TO ACQUIRE STATUS OF RESIDENCE

写真
Photo
40mm × 30mm

法務大臣殿
To the Minister of Justice

出入国管理及び難民認定法第22条の2第2項（第22条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づき，次のとおり在留資格の取得を申請します。
Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 22-2 (including cases where the same shall apply mutatis mutandis under Article 22-3) of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for permission to acquire status of residence.

1 国籍・地域 Nationality/Region ＿＿＿＿　2 生年月日 Date of birth ＿＿年 Year ＿＿月 Month ＿＿日 Day

3 氏名 Name ＿＿＿＿ Family name ＿＿＿＿ Given name

4 性別 Sex　男・女 Male / Female　5 出生地 Place of birth ＿＿＿＿　6 配偶者の有無 Marital status　有・無 Married / Single

7 職業 Occupation ＿＿＿＿　8 本国における居住地 Home town / city ＿＿＿＿

9 住居地 Address in Japan ＿＿＿＿
電話番号 Telephone No. ＿＿＿＿　携帯電話番号 Cellular phone No. ＿＿＿＿

10 旅券 (1)番号 Passport Number ＿＿＿＿　(2)有効期限 Date of expiration ＿＿年 Year ＿＿月 Month ＿＿日 Day

11 在留資格取得の事由 Cause of application　☐ 出生 Birth　☐ 国籍離脱・喪失 Loss of Japanese nationality　☐ その他（ Others ）

12 在留の理由 Purpose of stay ＿＿＿＿

13 希望する在留資格 Desired status of residence　☐ 永住者の配偶者等 Spouse or Child of Permanent Resident　☐ 日本人の配偶者等 Spouse or Child of Japanese National　☐ 定住者 Long Term Resident　在留期間 Period of stay ＿＿＿＿
☐ 家族滞在 Dependent　☐ その他（ Others ）

14 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無（日本国外におけるものを含む。） Criminal record (in Japan / overseas)
有（具体的内容 Yes (Detail: ＿＿＿＿ ）・無) / No

15 在日親族（父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・叔(伯)父・叔(伯)母など）及び同居者
Family in Japan (Father, Mother, Spouse, Son, Daughter, Brother, Sister, Grandparents, Uncle, Aunt or others) or co-residents

続柄 Relationship	氏名 Name	生年月日 Date of birth	国籍・地域 Nationality / Region	同居 Residing with applicant or not	勤務先・通学先 Place of employment/school	在留カード番号 特別永住者証明書番号 Residence card number Special Permanent Resident Certificate number
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		

16 在日身元保証人又は連絡先 Guarantor in Japan
(1)氏名 Name ＿＿＿＿　(2)本人との関係 Relationship with the applicant ＿＿＿＿
(3)住所 Address ＿＿＿＿
電話番号 Telephone No. ＿＿＿＿　携帯電話番号 Cellular phone No. ＿＿＿＿

17 代理人（法定代理人による申請の場合に記入） Legal representative (in case of legal representative)
(1)氏名 Name ＿＿＿＿　(2)本人との関係 Relationship with the applicant ＿＿＿＿
(3)住所 Address ＿＿＿＿
電話番号 Telephone No. ＿＿＿＿　携帯電話番号 Cellular phone No. ＿＿＿＿

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人（法定代理人）の署名／申請書作成年月日
I hereby declare that the statement given above is true and correct.
Signature of the applicant (legal representative) / Date of filling in this form

＿＿年 Year ＿＿月 Month ＿＿日 Day

注意 Attention
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，申請人（法定代理人）が変更箇所を訂正し，署名すること。
申請書作成年月日は申請人（法定代理人）が自署すること。
In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.
The date of preparation of the application form must be written by the applicant (legal representative).

※ 取次者 Agent or other authorized person
(1)氏名 Name ＿＿＿＿　(2)住所 Address ＿＿＿＿
(3)所属機関等（親族等については，本人との関係） Organization to which the agent belongs (in case of a relative, relationship with the applicant) ＿＿＿＿　電話番号 Telephone No. ＿＿＿＿

※ 3について，有効な旅券を所持する場合は，旅券の身分事項ページのとおりに記載してください。
Regarding item 3, if you possess your valid passport, please fill in your name as shown in the passport.

第４節　就労資格証明書交付申請

別記第二十九号の五様式（第十九条の四関係）

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

就 労 資 格 証 明 書 交 付 申 請 書
APPLICATION FOR CERTIFICATE OF AUTHORIZED EMPLOYMENT

出入国在留管理局長　　殿
To the Director General of the　　Regional Immigration Services Bureau

出入国管理及び難民認定法第19条の2第1項の規定に基づき，次のとおり就労資格証明書の交付を申請します。
Pursuant to the provisions of Paragraph 1 of Article 19-2 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for a certificate of authorized employment.

1 国 籍・地 域 Nationality / Region ＿＿＿＿＿＿＿＿　2 生年月日 Date of birth ＿＿年 Year ＿＿月 Month ＿＿日 Day

3 氏 名 Name ＿＿＿＿＿＿＿＿

4 性 別 Sex　男・女 Male/Female　5 住居地 Address in Japan ＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号 Telephone No. ＿＿＿＿＿＿＿＿　携帯電話番号 Cellular Phone No. ＿＿＿＿＿＿＿＿

6 旅券 (1)番 号 Passport Number ＿＿＿＿＿＿＿＿　(2)有効期限 Date of expiration ＿＿年 Year ＿＿月 Month ＿＿日 Day

7 在留の資格 Status of residence ＿＿＿＿＿＿＿＿　在留期間 Period of stay ＿＿＿＿＿＿＿＿

在留期間の満了日 Date of expiration ＿＿年 Year ＿＿月 Month ＿＿日 Day

8 在留カード番号 / 特別永住者証明書番号
Residence card number / Special Permanent Resident Certificate number ＿＿＿＿＿＿＿＿

9 証明を希望する活動の内容　Desired activity to be certified

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

10 就労する期間 Period of work
from ＿＿年 Year ＿＿月 Month ＿＿日 Day から to ＿＿年 Year ＿＿月 Month ＿＿日まで Day

11 使用目的 Purpose of use ＿＿＿＿＿＿＿＿

12 法定代理人（法定代理人による申請の場合に記入）Legal representative (in case of legal representative)
(1)氏 名 Name ＿＿＿＿＿＿＿＿　(2)本人との関係 Relationship with the applicant ＿＿＿＿＿＿＿＿
(3)住 所 Address ＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号 Telephone No. ＿＿＿＿＿＿＿＿　携帯電話番号 Cellular phone No. ＿＿＿＿＿＿＿＿

以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and correct.
申請人（法定代理人）の署名／申請書作成年月日 Signature of the applicant (legal representative) / Date of filling in this form

＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿年 Year ＿＿月 Month ＿＿日 Day

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，申請人（法定代理人）が変更箇所を訂正し，署名すること。
申請書作成年月日は申請人（法定代理人）が自署すること。

Attention In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.
The date of preparation of the application form must be written by the applicant (legal representative).

※ 取次者 Agent or other authorized person
(1)氏 名 Name ＿＿＿＿＿＿＿＿　(2)住 所 Address ＿＿＿＿＿＿＿＿
(3)所属機関等 Organization to which the agent belongs　電話番号 Telephone No.
＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿

第 6 章　報酬統計表

365 在留資格取得許可申請　〈前回:223〉

回答者	2.5万円未満	2.5万円～5万円未満	5万円～7.5万円未満	7.5万円～10万円未満	10万円～20万円未満	20万円～30万円未満	30万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
60	14	14	18	5	5	3	1	65,475	10,000	600,000	50,000
100.0%	23.3%	23.3%	30.0%	8.3%	8.3%	5.0%	1.7%				14件

366 再入国許可申請　〈前回:224〉

回答者	1万円未満	1万円～2万円未満	2万円～3万円未満	3万円～4万円未満	4万円～5万円未満	5万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
38	8	18	7	3	1	1	16,497	3,000	88,000	10,000
100.0%	21.1%	47.4%	18.4%	7.9%	2.6%	2.6%				9件

367 資格外活動許可申請　〈前回:225〉

回答者	1万円未満	1万円～2万円未満	2万円～3万円未満	3万円～4万円未満	4万円～5万円未満	5万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
66	12	28	13	8	0	5	18,977	3,000	88,000	10,000
100.0%	18.2%	42.4%	19.7%	12.1%	0.0%	7.6%				15件

368 就労資格証明書交付申請　〈前回:226〉

回答者	2.5万円未満	2.5万円～5万円未満	5万円～7.5万円未満	7.5万円～10万円未満	10万円～12.5万円未満	12.5万円～15万円未満	15万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値	
62	16	11	16	12	4	0	3	55,700	5,500	200,000	50,000	80,000
100.0%	25.8%	17.7%	25.8%	19.4%	6.5%	0.0%	4.8%				7件	7件

以上